

# 原子力発電所の耐震安全性について

平成18年 4月  
原子力安全・保安院

原子力安全委員会における耐震設計審査指針の見直しや、北陸電力(株)志賀原子力発電所2号機の判決等の状況を踏まえた、経済産業省原子力安全・保安院の原子力発電所の耐震安全性に係る見解と、耐震安全性を確保するための取組みについては、次の通りです。

## 1. 原子力発電所の耐震安全性確保

原子力発電所の耐震安全性は、次の通り確保されています。

### (1) 設置許可における最新の知見を踏まえた安全審査

原子力発電所の耐震設計について、原子力安全委員会の定めた耐震設計審査指針への適合性はもとよりのこと、敷地周辺の活断層や過去の地震などの詳細な調査に基づき、想定される最大の地震動に対しても安全性が確保されていることを確認しています。この安全審査は、その時点の最新の知見を踏まえて厳正に実施しています。

### (2) 運転開始後も、最新の知見を踏まえた安全性を確認

原子力発電所の運転開始後も、適宜その時点で得られた最新の知見を踏まえた安全確認を行っています。

### (3) 一定以上の地震動に対する自動停止

一定以上の大きさの地震動を感知した場合には、直ちに原子炉が自動停止する仕組みとなっています。

## 2. 北陸電力(株)志賀原子力発電所2号機の耐震安全性の安全審査

北陸電力(株)志賀原子力発電所2号機の耐震安全性については、安全審査において、次の通り確認しています。

### (1) 地盤の安定性

地表地質調査、ボーリング調査、試掘坑調査等によって、敷地の地盤が安定しており、さらに、原子炉施設設置地盤が地震時にも十分な支持力があることなどを確認しています。

## (2)耐震設計の妥当性

敷地周辺の広域地質調査、敷地内の地質調査、地震の調査などが詳細に行われ、過去の地震(1586年の天正地震(M8.1)、1892年の能登の地震(M6.4)等)、活断層(跡津川断層、糸魚川-静岡構造線活断層系(全長)、眉丈山第2断層等)、直下地震等を評価し、これによる設計用最強地震及び設計用限界地震の基準地震動が適切に想定されていることを確認しています。また、この基準地震動に基づいて耐震設計が適切になされていることを確認しています。

### 3. 原子力安全委員会の耐震設計審査指針の見直しへの対応

新たに策定される原子力安全委員会の耐震設計審査指針への対応のために本年4月1日に、原子力安全・保安院内に耐震安全審査室を新設し、体制を強化しています。

これにより、新指針を踏まえた基準類の整備等を積極的に進めるとともに、広く関係者の耐震安全性に係る情報の共有を図ることなどにより、新指針が策定された場合の円滑な運用を図ります。なお、既存の原子力発電所に対する新指針に照らした安全確認を念のため行うこととしています。

### 4. 原子力発電所の耐震安全性に係る積極的広報活動

原子力安全・保安院では、事業者に対し、各原子力発電所の耐震安全性の確保について、地元住民等に分かりやすい説明をより一層積極的に行うよう求めています。

また、原子力安全・保安院としても、耐震安全性を含め、今後とも厳格な安全規制を行い、その状況について地元をはじめとする国民の皆様十分に説明するなどより積極的に広報活動を進めていきます。